

電 力 需 給 契 約 書 (案)

1 件 名 北九州市立八幡病院 電力供給

2 料金単価 別紙1のとおり

3 契約保証金 免除 (北九州市立病院機構契約規程第29条第1項第3号による)

4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 需要場所 北九州市八幡東区尾倉2丁目6番2号
北九州市立八幡病院

上記の電力需給について、地方独立行政法人北九州市立病院機構を発注者とし、○○○○を受注者として、次の条項により契約を締結する。

この契約書は、2通作成し、発注者、受注者各1通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 北九州市小倉北区古船場町1番35号
商号又は名称 地方独立行政法人北九州市立病院機構
代 表 者 理事長 中西 洋一

印

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

(総則)

- 第1条 受注者は、本契約書及び仕様書（以下「契約書等」という。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書に基づき発注者が使用する電力を需要に応じて頭書の契約期間中、発注者に供給するものとし、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約書等における期間の定めについては、この契約書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 この契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- （使用電力量の増減）
- 第2条 発注者は、都合により予定使用電力量を増減することができる。
- （使用電力量の計量）
- 第3条 受注者は、毎月の検針日に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を発注者に通知しなければならない。
- （電気料金の算定方法）
- 第4条 電気料金は、契約電力及び前条の使用電力量等により各月毎に算定するものとする。
- 2 電力の供給開始時における基本料金単価及び従量料金単価については、別紙1のとおりとする。
- 電気料金は、掲げる料金を合算した額（ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）を算出するものとする。ただし、各号以外に割引料金の適用がある場合は、相当額を差し引くものとする。
- （1）基本料金 基本料金単価、契約電力及び力率を用いて以下のとおり算出する。
・
$$\text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$
- （2）電力量料金 電力量料金単価及び使用電力量を用いて以下のとおり算出する。
・
$$\text{電力量料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$
- 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件に基づき支払うものとする。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価及び使用電力量を用いて以下の通り算出する。小数点以下の端数については切り捨てとする。
・
$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$
- 4 燃料費調整額 九州地区の一般電気事業者の定める電気供給約款の規定により行うものとする。燃料費調整額単価及び使用電力量を用いて以下のとおり算出する。小数点以下の端数については切り捨てとする。なお、適用する約款は2026年4月1日実施分とし、その後の更新分は考慮しない。
・
$$\text{燃料費調整額} = \text{燃料費調整単価} \times \text{使用電力量}$$
- 5 電気料金の算定に係る単位及び端数処理は、次の各号のとおりとする。
- （1）契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットとする。
- （2）使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。
- （3）力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(電気料金の支払い)

第5条 受注者は、第4条第1項の規定による計量の通知を行うとともに、発注者に当該月に係る電気料金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、受注者から電気料金の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。ただし、受注者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、その定めにより電気料金を支払うものとする。

3 契約期間の始期又は終期が月の途中であるときは、当該月の電気料金は日割計算によるものとする。

4 発注者の責に帰すべき理由により、電気料金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の延滞利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者の供給条件に支払が遅れた場合の遅延利息について定めがある場合は、その定めにより計算した金額の支払いを発注者に請求することができる。なお、その割合については、需要場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件で定める割合を超えないものとする。

(契約保証金の還付)

第6条 発注者は、この契約の債務履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。ただし、契約保証金には利子を付さないものとする。

(報告義務等)

第7条 受注者は、業務の実施に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに発注者に通知するとともに、事故に対し十分の措置を講じなければならない。

2 受注者は、契約書等に定める方法以外の方法で業務を実施する必要が生じたとき、又は業務に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、発注者に、直ちにその旨を報告し、発注者と協議して業務を実施するものとする。

(調査等)

第8条 発注者は、受注者の業務の実施状況について隨時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(契約の変更等)

第9条 発注者及び受注者は、必要がある場合は、双方協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第10条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、双方協議の上、契約内容を変更することができる。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えて、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 業務の実施が著しく不適当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(2) 発注者に対し、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行ったとき。

- (3) 市の登録業者として不適当と認められる行為があったとき。
- (4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。
- (5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は、強制執行を受けるおそれがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (6) 第14条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (7) 第22条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、契約保証金を納付していないときは、受注者は、契約期間に係る第4条第2項の規定により算出した基本料金に、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額に予定使用電力量を乗じて計算した額を加算した額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- 3 受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかつたときは、発注者は、受注者に支払うべき電気料金を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者はこれに異議を申し立てないものとする。

(暴力団関与の場合の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わぬものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- 2 前条の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は、契約期間に係る第4条第2項の規定により算出した基本料金に、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額に予定使用電力量を乗じて計算した額を加算した額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
 - 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- #### (談合その他不正行為の場合の解除権)
- 第13条 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。第17条において同じ。）又は受注者の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員を除く。第17条において同じ。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条又は第 19 条の規定に違反したことに対する同法第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

（受注者の解除権）

第 14 条 受注者は、第 9 条第 1 項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶときは、催告をしてこの契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（損害賠償請求）

第 15 条 受注者は、この業務の実施に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者（発注者の財物を含む。）に損害を与えたときは、発注者に対し、損害賠償の責めを負うものとする。

- 2 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、第三者（発注者の職員を含む。）の身体又は財物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第 16 条 受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合
- (2) 建造物、施設若しくは物品（以下「建造物等」という。）自体の瑕疵又は建造物等に係る発注者の管理の瑕疵に基づく場合
- (3) 受注者がこの業務の実施中に、発注者（発注者の職員を含む。）の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

（談合等に伴う損害賠償）

第 17 条 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第 13 条各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として、契約期間に係る第 4 条第 2 項の規定により算出した基本料金に、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額に予定使用電力量を乗じて計算した額を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。
- 3 第 12 条第 3 項の規定は、第 1 項の賠償金（第 13 条の規定による解除があった場合に限る。）について準用する。

（違約金等の徴収方法）

第 18 条 発注者は、この契約に基づき受注者から違約金等を徴収することができるときは、受注者に支払うべき電気料金から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

（危険負担）

第 19 条 業務の実施に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

（解除等に伴う措置）

第 20 条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要ないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 発注者から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。
- (2) 発注者の施設及び物件等に業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

2 受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設及び物件等を原状に復すことができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 21 条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第 22 条 受注者は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令等に基づき開示が求められる場合はこの限りではない。

(緊急時の措置)

第 23 条 発注者は、この業務の実施に当たり緊急に必要と認めるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、需要場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者の定める標準供給条件及び選択供給条件によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

(主務官庁の認可又は承認)

第 26 条 この契約の事項中、主務官庁の認可又は承認を要するものについては、認可又は承認を受けた日にその効力を生ずるものとする。

| | | | |
|--------------|---------------------|------|---|
| 料金単価 (税込) | 基本料金 (1 kWにつき) | | 円 |
| | 電力量料金 (1 kWhにつき) | 夏季 | 円 |
| | | その他季 | 円 |
| | 予備線 (1 kWにつき) | | 円 |

※料金の期間

- ・電力量料金単価の夏季とは7月1日から9月30日まで。
- ・電力量料金単価のその他季とは1月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日まで。

仕様書

1 概要

- (1) 需要場所 北九州市立八幡病院（北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号）
(2) 業種又は用途 北九州市立八幡病院に対する電力の供給

2 仕様

(1) 電力供給条件

| | |
|----------|---|
| ア 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| イ 標準電圧 | 6,000V |
| ウ 計量電圧 | 6,000V |
| エ 標準周波数 | 60Hz |
| オ 受電方式 | 2回線受電方式（本線・予備線）※常時は本線受電 |
| カ 自家発電設備 | 非常用発電機 1,200kW×1台（非連係） 常用発電機（マイクロコーチェン）35kW×3台（連系） |

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 常時 1,400 kW

※ 契約上、使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される需要電力が、原則としてこれを超えないものとする。なお、契約電力が500kW未満である場合は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。

イ 年間予定使用電力量 常時 6,636,814 kWh

（月別使用電力量は、別紙のとおり）

ウ 力率 100%（平均）

※ 契約後、各月の力率は、測定値によるものとする。

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 電力量計の検針

ア 自動検針装置 有・無

イ 電力会社の検針方法 自動検針・目視記録

(5) 需給地點 ①本線は病院が需要場所の構内に取付けたUASの1次側端子

②予備選は病院が需要場所の構内1号柱に取付けたPASの1次側端子

(6) 計量地點 需要場所内に設置した受電用変圧器の1次側（本線用と予備線用の2箇所）

(7) 保安責任分界点 需給地點に同じ

(8) 財産分界点 需給地點に同じ、ただし計量地點に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

3 その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及びこの仕様書に定めのない事項については、需要場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者の定める標準供給条件及び選択供給条件によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。